

# 西宮市認知症 SOS メール配信システム利用規約

西宮市認知症 SOS メール配信システム（以下、「本システム」という。）は、西宮市が設置するコールセンターに配信依頼を行うことで、検索に協力する方（以下、「協力者」という。）に対して、検索メールを配信するシステムです。協力者は、配信されたメールに記載された URL を参考に、徘徊行動等のある方（以下、「対象者」という。）の情報を確認した上で、可能な範囲で検索に協力し、発見・通報を行います。

（はじめに）

第1条 本システムは、利用条件および注意事項等をご承認の上、ご利用下さい。対象者及び協力者の登録を完了した時点で、本規約に同意したものとします。

（対象者の登録）

第2条 対象者の登録申請が出来る人（以下、「申請者」という。）は、以下のとおりです。

- (1) 対象者本人、親族及び同居または同居に準じる形態で介護している人
- (2) 成年後見人
- (3) その他市長が認める者

第3条 対象者は、原則、西宮市内に在住する、認知症等により徘徊のおそれのある人です。

第4条 申請者は、次の事項についてご確認いただき、同意の上で登録してください。

- (1) 登録された情報は、西宮市においてクラウドシステムを用いて管理します。
- (2) 登録内容に変更が生じた場合や、配信を停止する場合は、速やかに変更・登録解除の手続きを行ってください。
- (3) 登録情報を確認する為、西宮市が要介護認定情報など市の保有する情報の確認を行います。その際、申請者や対象者及び関係者に連絡を取ることがあります。
- (4) 本システムの申請者、対象者、協力者および関係者の情報については、対象者の安全確保のため、警察その他関係機関と必要に応じて共有します。
- (5) 西宮警察署及び甲子園警察署とは、クラウドシステム上での情報共有も行います。

（協力者の登録）

第5条 本システムへのメールアドレス登録は、協力者各自の判断によるものとし、登録内容に変更が生じた場合や配信を停止する場合は、速やかに変更・登録解除を行ってください。

（検索依頼）

第6条 検索協力を依頼する方（以下、「検索依頼者」という。）は、西宮市が委託する検索依頼受付及びメール配信事業を行う事業者（以下、「コールセンター」という。）に本システムを利用する旨申し出てください。その際、警察署への行方不明届け（捜索願）の有無、対象者の登録番号、の確認ができましたら、検索依頼者の希望等に応じて、協力者、行政他関係機関等に検索依頼メールによる情報提供を行います。

第7条 検索依頼メールによる情報提供の内容（実名、写真等の提供の可否等）は、申請者または検索依頼者からの希望に基づき決定するものとします。

（検索協力）

第8条 検索依頼メールを受け取った協力者は、業務での外勤時や、通勤時、外出時等生活の中で可能な範囲で検索を行い、対象者情報に該当する方を発見した場合は、メールに掲載している届

け先にご連絡下さい。なお、検索依頼メールにつきましては、悪天候や早朝深夜などの無理な検索を依頼するものではありません。また、交通状況や事故には十分にご注意下さい。

#### (検索協力解除)

第9条 発見・保護等による検索協力の解除は、警察署または検索依頼者等からの発見・保護等の連絡の後に行います。

#### (共通事項)

第10条 検索依頼メールの配信は365日対応します。

第11条 登録および情報提供は、無料ですが、登録及びメールの送受信に要する通信費等は、申請者および協力者の負担となります。

第12条 ドメイン指定受信をおこなっている場合、「@nishi.or.jp」からのメールを受信できるよう設定しておいて下さい。

第13条 本システムは、全ての利用環境に完全な動作を保障しているものではありません。そのため、利用する環境や、機器によっては、メールの送受信が出来ない場合があります。

#### (留意事項)

第14条 受信したメールの検索目的以外の利用や、転送及び他の SNS 等への投稿は行わないで下さい。

2 前条の事項に関して、『西宮市協力事業者による高齢者見守り事業』もしくは『兵庫県地域見守りネットワーク協定』に登録し、本システムの趣旨を理解された企業・団体の従業員に限り、受信したメールの共有を認めます。

第15条 受信したメールが不正に使用又は提供されることのないよう、取り扱いには十分注意して下さい。また、必要がなくなった情報については速やかに廃棄して下さい。

第16条 協力者に対して検索依頼メールの配信のほか、希望される場合は、高齢者の見守り等に関する情報を配信する場合があります。

第17条 配信するメールの内容の正確さには万全を期していますが、後に虚報、誤報等が判明した場合には、内容を訂正するメールを配信します。

第18条 登録されたメールアドレスを管理するメールサーバーの一時的な障害や、インターネット上の障害等により、不達や遅延等、正常にメールを配信できない場合があります。

第19条 メールアドレスが一定回数配信できない場合には、協力者へ通知することなく配信停止し、当該メールアドレスを削除させていただくことがあります。

#### (システム利用の関するリスク)

第20条 協力者に対してメールを介して対象者の情報を伝えるシステムであることから、協力者以外の方に情報が知られてしまう恐れがあります。

#### (免責事項)

第21条 西宮市は、対象者、申請者、検索協力者または検索依頼者が本システムを利用したことにより生じた損害、及び第三者に与えた損害について、責任を負いかねます。

2 西宮市は、配信したメールの情報を用いて協力者が行う全ての行為や協力者が検索に協力したことにより発生した損害及び協力者が第三者に与えた損害について、責任を負いかねます。

3 西宮市は、メールの遅延等の障害について、原因の如何を問わず責任を負いかねます。

4 西宮市は、本システムの障害やメンテナンスその他やむを得ない理由により、事前に通知することなく、メールの配信を中断し、または停止することがあります。また、それにより発生する

損害について、責任を負いかねます。

(登録の抹消)

第22条 対象者、申請者、協力者、検索依頼者がこの規約に違反した場合、その他西宮市が不適切または必要性がないと判断した場合は、登録を抹消する場合があります。

(利用規約の変更)

第23条 法令等の改正や個人情報保護の一層の改善、本システムの運用改善等の為規約の一部または全部を予告なしに変更する場合があります。規約が変更された場合は、変更後の内容が直ちに適用されるものとします。

附則

この規約は、平成28年11月1日より施行します。

附則

この規約は、平成29年7月1日より施行します。

附則

この規約は、令和元年5月1日より施行します。